改正案

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき__県が徴収する占用料の額及び徴収方法に関し必要な事項並びに法第39条の2第5項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める額を定めるものとする。

第2条及び第3条 (略)

(占用料の算定の特例)

- 第4条 占用料を算定する場合においては、次の各号に定めるところによる。
- (1) 占用料が年額で定められているものについて、占用期間(第 6条第2項の規定により占用料を分割納付する場合の各年度の占 用期間を含む。以下同じ。)に1年未満の端数日数がある場合には、 月割として計算する。この場合において、1月未満の日数は1月 とする。

 $(2) \sim (4)$ (略)

(占用料の額の最低額)

第5条 法第39条の2第5項に規定する条例で定める額は、別表占 用料の欄に定める金額に、同条第1項に規定する入札対象施設等 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、県が徴収する占用料の額及び徴収方

現行

な

定めるものとする。

法に関し必要な事項

第2条及び第3条 (略)

(占用料の算定の特例)

- 第4条 占用料を算定する場合においては、次の各号に定めるところによる。
- (1) 占用料が年額で定められているものについて、占用期間(第 5条第2項の規定により占用料を分割納付する場合の各年度の占 用期間を含む。以下同じ。)に1年未満の端数日数がある場合には、 月割として計算する。この場合において、1月未満の日数は1月 とする。

 $(2) \sim (4)$ (略)

(新設)

の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間を同表占用料の 単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が 100円に満たない場合にあつては、100円)とする。

2 第3条第2項の知事が特に必要があると認める占用について は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内におい て別に占用料の額の最低額の下限の額を定めることができる。

(占用料の徴収方法)

第6条 (略)

(占用の開始の時期)

第7条 (略)

(占用料の返還)

第8条 (略)

(実施規定)

第9条 (略)

別表(第2条, 第5条関係)

占用物件			占用料	
		単位	所在	E地
			区分	金額 (単位 円)
法第	第一種電柱	1 本に つき 1	第一級地	1,900

(占用料の徴収方法)

第5条 (略)

(占用の開始の時期)

第6条 (略)

(占用料の返還)

第<u>7</u>条 (略)

(実施規定)

第<u>8</u>条 (略)

別表(第2条 関係)

占用物件			占用料	
		単位	所在	E地
			区分	金額 (単位 円)
法第	第一種電柱	1 本に つき 1	第一級地	<u>1, 700</u>

4	32 条 1		年	第二級地	800
	カ項 項 第1			第三級地	<u>570</u>
	々に掲げ			第四級地	<u>480</u>
	32条第項第号に掲げる工作物1 1			第 五級地	<u>430</u>
!	物	第二種電柱		第一級地	2,900
				第二級地	<u>1, 200</u>
				第 三級地	<u>870</u>
				第四級地	<u>730</u>
				第 五級地	<u>670</u>
		第三種電柱		第 一 級地	3,900
				第二級地	<u>1,700</u>
				第 三級地	1, 200
				第四級地	<u>990</u>
				第五	900

32 条 第 1		年	第二級地	<u>730</u>
項第1			第三級地	<u>510</u>
っに掲げ			第四級地	420
条第項第号に掲げる工作物			第 五級地	380
物	第二種電柱		第一級地	<u>2, 600</u>
	第三種電柱		第二級地	<u>1, 100</u>
			第 三級地	<u>790</u>
			第 四級地	<u>650</u>
			第 五級地	<u>580</u>
			第一級地	3, 500
			第二級地	<u>1, 500</u>
			第 三級地	<u>1, 100</u>
			第四級地	880
			第五	780

		級地	
	第一種電話柱	第一級地	1,700
		第二級地	710
		第 三 級地	<u>510</u>
		第四級地	430
		第 五級地	<u>390</u>
	第二種電話柱	第 一 級地	<u>2,700</u>
		第二級地	<u>1, 100</u>
		第 三級地	<u>810</u>
		第四級地	<u>680</u>
		第 五級地	<u>620</u>
	第三種電話柱	第 一 級地	3,700
		第二級地	<u>1,600</u>
		第 三級地	1, 100

		級地	
	第一種電話柱	第一級地	<u>1, 500</u>
		第二級地	<u>650</u>
		第三級地	<u>460</u>
		第四級地	<u>380</u>
		第 五級地	340
	第二種電話柱	第 一 級地	<u>2, 400</u>
		第二級地	<u>1, 000</u>
		第 三級地	<u>730</u>
		第四級地	<u>610</u>
		第 五級地	<u>540</u>
	第三種電話柱	第一級地	3, 400
		第二級地	1, 400
		第三級地	<u>1, 000</u>

	その他の柱類		第 四級地	940
			第 五級地	<u>850</u>
			第一級地	<u>170</u>
			第二級地	<u>71</u>
			第 三級地	<u>51</u>
			第 四級地	<u>43</u>
			第 五級地	<u>39</u>
	共架電線その他上空に設ける線類 地下に設ける電線その他 の線類	長メトにき1ールつ年	第一級地	<u>17</u>
			第二級地	7
			第 三級地	5
			第四級地	4
			第 五級地	<u>4</u>
			第 一 級地	<u>10</u>
			第二	4

			第 四級地	<u>830</u>
			第 五級地	740
	その他の柱類		第一級地	<u>150</u>
			第二級地	<u>65</u>
			第 三 級地	<u>46</u>
			第四級地	<u>38</u>
			第 五級地	<u>34</u>
	共架電線その他上空に設 ける線類	長メトにき1 1 1 1 1 1 1 1	第一級地	<u>15</u>
			第二級地	7
			第 三級地	5
			第 四級地	4
			第 五級地	<u>3</u>
	地下に設ける電線その他 の線類		第一級地	9
			第二	4

				級地	
				第 三 級地	3
				第 四級地	<u>3</u>
				第 五級地	2
		路上に設ける変圧器	1 個に つき 1 年	第一級地	<u>1,600</u>
			_	第二級地	<u>700</u>
				第 三 級地	<u>490</u>
				第四級地	420
				第 五級地	380
		地下に設ける変圧器	占面平メトにき 11方ールつ年	第一級地	<u>1, 000</u>
				第二級地	430
				第 三 級地	300
				第四級地	<u>260</u>
				第 五級地	<u>230</u>

			級地	
			第三級地	3
			第 四級地	<u>2</u>
			第 五級地	2
	路上に設ける変圧器	1 個に つき 1 年	第 一 級地	<u>1, 500</u>
		4-	第二級地	<u>640</u>
			第 三級地	<u>450</u>
			第四級地	<u>370</u>
			第 五級地	330
	地下に設ける変圧器	占面平メトにき 1 カールつ年	第一級地	920
			第二級地	<u>390</u>
			第 三級地	<u>270</u>
			第四級地	<u>230</u>
			第 五級地	<u>200</u>

	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個に つき 1 年	第一級地	3,400
		'	第二級地	<u>1, 400</u>
			第 三 級地	<u>1, 000</u>
			第四級地	<u>850</u>
			第 五 級地	<u>780</u>
	郵便差出箱及び信書便差 出箱		第一級地	<u>1, 400</u>
			第二級地	600
			第 三 級地	420
			第四級地	<u>360</u>
			第 五 級地	330
	広告塔	表 示 面積 1	第一級地	30, 00 <u>0</u>
		平メトに	第二級地	<u>4,800</u>
		き1年	第 三 級地	<u>1,800</u>
			第四	870

変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1 個に つき 1 年	第一級地	3, 100
	7	第二級地	<u>1, 300</u>
		第 三級地	910
		第四級地	<u>760</u>
		第 五級地	<u>680</u>
郵便差出箱及び信書便差 出箱		第一級地	<u>1, 300</u>
		第二級地	<u>550</u>
		第 三級地	380
		第 四級地	320
		第 五級地	<u>280</u>
広告塔	表 示 面積 1 平 方	第一級地	25, 00 0
	イメトにき 1年	第二級地	4,300
		第 三級地	<u>1, 900</u>
		第四	960

			級地	
			第 五級地	<u>590</u>
	その他のもの	占 面積 1 平 方	第一級地	3, 400
		ナメトに	第二級地	<u>1, 400</u>
		き1年	第 三級地	<u>1,000</u>
			第 四級地	<u>850</u>
			第 五級地	<u>780</u>
法 第	外径が 0.07 メートル未満 のもの	長さ 1 メール	第一級地	<u>71</u>
法第32条第項第号に掲げる		に き1年	第二級地	<u>30</u>
第2			第 三級地	<u>21</u>
掲げる			第 四級地	<u>18</u>
物件			第 五級地	<u>16</u>
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		第 一 級地	100
			第二級地	<u>43</u>

			級地	
			第 五級地	<u>670</u>
	その他のもの	占 面積 1 平 方	第一級地	3, 100
		ーメトに	第二級地	<u>1, 300</u>
		き1年	第 三級地	910
			第 四級地	<u>760</u>
			第 五級地	<u>680</u>
法 第 32	外径が 0.07 メートル未満 のもの	長メト につ	第一級地	<u>64</u>
法第3条第項第号に掲げる物		にき1年	第二級地	<u>27</u>
第2 号に			第三級地	<u>19</u>
掲げる			第 四級地	<u>16</u>
物件			第 五級地	<u>14</u>
	外径が 0.07 メートル以上 0.1メートル未満のもの		第 一級地	<u>92</u>
			第二級地	<u>39</u>

	第 三級地	<u>30</u>
	第 四級地	<u>26</u>
	第 五級地	<u>23</u>
外径が 0.1 メートル以上 0.15メートル未満のもの	第一級地	<u>150</u>
	第二級地	<u>64</u>
	第 三級地	<u>45</u>
	第 四級地	<u>38</u>
	第 五級地	<u>35</u>
外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	第 一 級地	<u>200</u>
	第二級地	<u>86</u>
	第三級地	<u>61</u>
	第四級地	<u>51</u>
	第 五級地	<u>47</u>
外径が 0.2 メートル以上	第一	300

	第級地	<u>=</u> <u>27</u>
	第級地	四 1
	第級地	五. <u>20</u>
外径が 0.1 メートル以上 0.15メートル未満のもの	第級地	<u> 140</u>
	第級地	<u> </u>
	第級地	<u>=</u> <u>41</u>
	第級地	四 1
	第級地	五. <u>30</u>
外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	第級地	<u> 180</u>
	第級地	
	第級地	三 1
	第級地	四 1
	第級地	五. <u>41</u>
外径が 0.2 メートル以上	第	- 280

0.3メートル未満のもの	級地	
	第二級地	<u>130</u>
	第 三級地	<u>91</u>
	第 四級地	<u>77</u>
	第 五級地	<u>70</u>
外径が 0.3 メートル以上 0.4メートル未満のもの	第 一級地	400
	第二級地	<u>170</u>
	第 三 級地	<u>120</u>
	第 四級地	<u>100</u>
	第 五級地	<u>93</u>
外径が 0.4 メートル以上 0.7メートル未満のもの	第一級地	<u>710</u>
	第二級地	<u>300</u>
	第 三級地	<u>210</u>
	第四級地	<u>180</u>

0.3メートル未満のもの	級地	
	第二級地	<u>120</u>
	第 三級地	<u>82</u>
	第四級地	<u>68</u>
	第 五級地	<u>61</u>
外径が 0.3 メートル以上 0.4メートル未満のもの	第一級地	<u>370</u>
	第二級地	<u>160</u>
	第三級地	<u>110</u>
	第四級地	91
	第 五級地	<u>81</u>
外径が 0.4 メートル以上 0.7メートル未満のもの	第一級地	640
	第二級地	270
	第三級地	<u>190</u>
	 第四級地	<u>160</u>

					第 五級地	<u>160</u>
		. 7メート/ ·未満のも			第一級地	<u>1, 000</u>
					第二級地	430
					第 三級地	300
					第四級地	<u>260</u>
					第 五級地	<u>230</u>
	外径が 1 もの	1 メートル	/以上の		第 一 級地	<u>2,000</u>
					第二級地	<u>860</u>
					第 三級地	<u>610</u>
					第四級地	<u>510</u>
					第 五級地	<u>470</u>
法 第 32	自運補助	法第 2 条第 2 項第 5	地にける	長さ1 メー トル	第 一 級地	<u>10</u>
法第32条第項第 32条第項第	施設	場に定る	もの	に つ き1年	第二級地	4
第3		自 動			第三	3

					第 五級地	<u>140</u>
		. 7メート/ 未満のもの			第一級地	920
					第二級地	<u>390</u>
					第 三 級地	<u>270</u>
					第 四級地	230
					第 五級地	<u>200</u>
	外径が 1 もの	l メートル	/以上の		第 一級地	<u>1,800</u>
					第二級地	<u>780</u>
					第 三級地	<u>550</u>
					第 四級地	<u>450</u>
					第 五級地	<u>410</u>
法第32条第5 1	自運補助	法第 2 条第 2 項第 5	地にける	長さ1 メール	第一級地	9
条 第 1	施設	号規するに定る	もの	にき1年	第二級地	4
項 第3		自動			第三	3

号	運行業			級地	
号に掲げる施設	運装にる知行置よ検の			第四級地	<u>3</u>
施設	対 象			第 五級地	2
	とて置る線ののし設す導そ他線	そ の のもの		第 一 級地	<u>34</u>
	他線	0 0		第二級地	<u>14</u>
				第三級地	<u>10</u>
				第四級地	<u>9</u>
				第 五級地	<u>8</u>
	道路の構 交通の状 示する標	況を表	1 本に つき 1 年	第 一 級地	<u>2,700</u>
	の他の柱	類	+	第二級地	<u>1, 100</u>
				第 三級地	810
				第 四 級地	<u>680</u>
				第 五級地	<u>620</u>
	そ の 他 の	上空に設	占 用 面積 1	第 一 級地	<u>1, 700</u>

号に		運行器			級地	
号に掲げる施設	表にる知	運装にる知対とて置る線のの行置よ検の象し設す導そ他線			第四級地	<u>2</u>
施設		対とて			第 五級地	2
		置る線で	そ の 他 の もの		第 一 級地	<u>31</u>
		他線類			第二級地	<u>13</u>
	大規			第三級地	9	
					第四級地	<u>8</u>
					第 五級地	<u>7</u>
		道路の構交通の状元する標	道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ		第 一 級地	<u>2, 400</u>
		の他の柱	の他の柱類	年	第二級地	<u>1, 000</u>
					第 三級地	<u>730</u>
				第四級地	<u>610</u>	
					第 五級地	<u>540</u>
		そのの	上空設	占 用 面積 1	第一級地	<u>1, 500</u>

		もの	けるもの	平 オール	第二級地	710
				-メトにき1年	第三級地	<u>510</u>
					第四級地	430
					第 五級地	390
			地にけもの		第一級地	1,000
			もの		第二級地	430
					第三級地	300
					第 四級地	<u>260</u>
					第 五級地	<u>230</u>
	その他の	もの			第 一 級地	3, 400
					第二級地	<u>1, 400</u>
					第 三級地	<u>1, 000</u>
					第四級地	<u>850</u>
					第五	780

	もの	ける	平方	第二	650
	_	もの	メートル	級地	
			-メトにき1年	第 三級地	<u>460</u>
				第四級地	380
				第 五級地	340
		地 に け る の		第一級地	920
		もの		第二級地	<u>390</u>
				第 三級地	<u>270</u>
				第 四級地	<u>230</u>
				第 五級地	<u>200</u>
その他の	もの			第一級地	3, 100
				第二級地	<u>1, 300</u>
				第 三 級地	910
				第 四級地	<u>760</u>
				第五	680

				級地	
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる 施設			占 用 面積 1 平 方	第一級地	3, 400
			ナメトにカールつ	第二級地	1, 400
			き1年	第 三 級地	<u>1, 000</u>
				第四級地	<u>850</u>
				第 五級地	<u>780</u>
法 第 32 冬	地下街及び地下室	階 数 が1の もの		A に 0.0 じて得た	
来第 1 第 5 5	7	階 数 が2の もの		A に 0.0 じて得た	<mark>06</mark> を乗 額
法第32条第項第号に掲げる施設1 5		階 数 が3以 上 の		A に 0.0 じて得た	<mark>07</mark> を乗 額
設	上空に設ける通路			第一級地	15, 00 0
				第二級地	2,400
				第 三 級地	900
				第四	430

				級地	
法第3施設	法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる 施設			第一級地	<u>3, 100</u>
			アメトになったっ	第二級地	<u>1, 300</u>
			き1年	第 三級地	910
				第四級地	<u>760</u>
	,			第 五級地	<u>680</u>
法 第 32 条	大 (本) 数の (本) 数の (a) 数 (a) 数 (b) 数の (b)		A に <mark>0.0</mark> じて得た	<mark>05</mark> を乗 額	
不第項第5 5		が2の		A に 0.0 じて得た	<u>08</u> を乗 額
っに掲げる施		階 数 3以 の 上 の		A に <u>0.01</u> て得た額	を乗じ
設	上空に設ける通路			第一級地	13, 00 <u>0</u>
				第二級地	<u>2, 100</u>
				第 三級地	930
				第四	480

			級地	
			第 五級地	<u>290</u>
	地下に設ける通路		第 一 級地	9,000
			第二級地	<u>1,500</u>
			第 三級地	<u>540</u>
			第四級地	<u>260</u>
			第 五級地	<u>180</u>
	その他のもの		第 一 級地	3, 400
			第二級地	<u>1, 400</u>
			第三級地	<u>1,000</u>
			第四級地	<u>850</u>
			第 五級地	<u>780</u>
法 第 32	祭礼,縁日その他の催しに 際し,一時的に設けるもの	占 面積 1 平 方	第 一 級地	<u>300</u>
条 第 1		ナメル	第二級地	<u>48</u>

			級地	
			第 五級地	330
	地下に設ける通路		第一級地	<u>7, 600</u>
			第二級地	<u>1, 300</u>
			第 三級地	<u>560</u>
			第四級地	<u>290</u>
			第 五級地	<u>200</u>
	その他のもの		第 一 級地	3, 100
			第二級地	<u>1, 300</u>
			第 三級地	910
			第四級地	<u>760</u>
			第 五級地	<u>680</u>
法 第 32 条 第 1	祭礼,縁日その他の催しに 際し,一時的に設けるもの	占 用 面積 1 平 方	第 一 級地	<u>250</u>
条 第 1		ナメル	第二級地	<u>43</u>

項 第 6			に つ き1日	第 三級地	<u>18</u>
っに掲げ				第四級地	9
項第号に掲げる施設				第 五級地	<u>6</u>
HX.	その他のもの		占 用 面積 1	第一級地	3,000
			アメトに カールつ	第二級地	<u>480</u>
			に つき1月	第 三級地	<u>180</u>
				第四級地	<u>87</u>
				第 五級地	<u>59</u>
道路	看板(アーチで あるものを除 く。)	一的設	表 示 面積 1 平 方	第一級地	3,000
道路法施行令	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	的設るの	ナメトにカールつ	第二級地	480
(昭 和 27			き1月	第 三級地	<u>180</u>
年政令第479 479				第 四級地	<u>87</u>
第 479 号 。				第 五級地	<u>59</u>
号。以		その	表示	第一	30, 00

項第6			に つき1日	第 三級地	<u>19</u>
7に掲げ				第四級地	<u>10</u>
項第号に掲げる施設6				第 五級地	7
IX.	その他のもの		占 面積 1 平 方	第一級地	2,500
			イメトにき1月	第二級地	430
			き1月	第 三 級地	<u>190</u>
				第 四級地	<u>96</u>
				第 五級地	<u>67</u>
道路法	看板(アーチで あるものを除 く。)	一的設る	表 示 面積 1 平 方	第一級地	<u>2, 500</u>
道路法施行令	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	るもの	メートル	第二級地	430
(昭 和 27			に つき1月	第 三級地	<u>190</u>
年				第 四級地	<u>96</u>
-政令第 479 号				第 五級地	<u>67</u>
号。以		その	表示	第一	25, 00

下		他 の もの	面積 1 平 方	級地	<u>0</u>
下「令という。第条第号に掲げる物件)7.1		90)	イメトにき1年	第二級地	<u>4, 800</u>
くう。) (章) (章)			き1年	第三級地	<u>1,800</u>
				第四級地	<u>870</u>
7に掲げ				第 五級地	<u>590</u>
る物件	標識		1 本に つき 1 年	第一級地	2,700
			7	第二級地	<u>1, 100</u>
				第三級地	<u>810</u>
				第 四級地	<u>680</u>
				第 五級地	<u>620</u>
	旗ざお	祭礼, 縁 そ の	1 本に つき 1 日	第 一 級地	300
		他の催し	ц	第二級地	<u>48</u>
		にし、時にける際一的設る		第 三級地	<u>18</u>
		設るの		第四級地	9

下「		他 のもの	面積 1 平 方	級地	<u>0</u>
一令という、		80)	子メトにカールつ	第二級地	4, 300
。 。) ・ 第7			き1年	第 三級地	<u>1, 900</u>
条第1				第四級地	<u>960</u>
に掲げ				第 五級地	<u>670</u>
。第条第号に掲げる物件)7 1	標識		1 本に つき 1 年	第一級地	<u>2, 400</u>
			4-	第二級地	<u>1,000</u>
				第 三 級地	<u>730</u>
				第四級地	610
				第 五級地	<u>540</u>
	旗ざお	祭縁そ他催	1 本に つき 1 日	第一級地	<u>250</u>
				第二級地	43
		にし時にけの設る		第 三 級地	<u>19</u>
				第四級地	<u>10</u>

				第 五級地	<u>6</u>
		そ 他 もの	1 本に つき 1 月	第一級地	3,000
		80)	月 	第二級地	480
				第 三 級地	<u>180</u>
				第四級地	<u>87</u>
				第 五級地	<u>59</u>
	幕(令第7条第4 号に掲げる工事 用施設であるも	祭礼, 縁 そ の	そ 面積 1 平 方	第一級地	300
	のを除く。)	他催に際	ナメトにカールつ	第二級地	<u>48</u>
		し, 一 時 的	き1日	第 三 級地	<u>18</u>
		にけるの		第四級地	9
				第 五級地	<u>6</u>
		そ の しもの	そ の 面積 1 平 方	第一級地	3,000
		000	ナメトにカールつ	第二級地	480
			き1月	第三	180

			第 五級地	7	
	そ他のの	1 本に つき 1 月	第一級地	<u>2, 500</u>	
	90)	7	第二級地	430	
			第 三 級地	<u>190</u>	
			第四級地	<u>96</u>	
			第 五級地	<u>67</u>	
幕(令第7条第4 号に掲げる工事 用施設であるも	祭礼, 日の	縁そ他催にし時にけ 日ののし際一的設る 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第一級地	<u>250</u>	
のを除く。)	催 し		メートル	第二級地	43
	し, 一 時 的		第 三級地	<u>19</u>	
	けるもの		第 四級地	<u>10</u>	
			第 五級地	7	
	そ他もの	そ 面積 1 平 方	第一級地	<u>2, 500</u>	
	8 W	ーメトに	第二級地	<u>430</u>	
		き1月	第三	190	

				級地	
				第四級地	<u>87</u>
				第 五級地	<u>59</u>
	アーチ	車を断るの	1 基に つき 1 月	第 一 級地	30, 00 <u>0</u>
		るのの	Л	第二級地	<u>4,800</u>
				第三級地	<u>1,800</u>
				第 四級地	<u>870</u>
				第 五級地	<u>590</u>
		そ他のの		第一級地	15, 00 0
		00		第二級地	<u>2, 400</u>
				第三級地	900
				第四級地	430
				第 五級地	<u>290</u>
令第7				第一級地	3, 400

				級地									
				第四級地	<u>96</u>								
				第 五級地	<u>67</u>								
ア	ーチ	車を断るの	1 基 1 月 月	第 一 級地	25, 00 0								
		るのの	Л	第二級地	<u>4, 300</u>								
				第 三級地	<u>1, 900</u>								
											第四級地	<u>960</u>	
							第 五級地	<u>670</u>					
		そ の のもの		第一級地	13, 00 0								
		90)		第二級地	<u>2, 100</u>								
				第三級地	930								
												第四級地	<u>480</u>
				第 五級地	330								
令第7条第	令第7条第2号に掲げる工作物			第一級地	3, 100								

	平 オール	第二級地	<u>1, 400</u>
	に き 1年	第 三 級地	<u>1,000</u>
		第 四級地	<u>850</u>
		第 五級地	<u>780</u>
令第7条第3号に掲げる施設		A に <u>0.0</u> じて得た	31 を乗 額
令第7条第4号に掲げる工事用施 設及び同条第5号に掲げる工事用 材料	占 用 面積 1 平 方	第一級地	3,000
123 4-1	ーメトに	第二級地	<u>480</u>
	き1月	第 三 級地	<u>180</u>
		第四級地	<u>87</u>
		第 五級地	<u>59</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築 物及び同条第7号に掲げる施設		第一級地	340
		第二級地	140
		第 三 級地	<u>100</u>
		第四	85

	平方メー	第二級地	<u>1, 300</u>
	トにき1年	第三級地	910
		第四級地	<u>760</u>
		第 五級地	<u>680</u>
令第7条第3号に掲げる施設		A に <u>0.0</u> じて得た	33 を乗 額
令第7条第4号に掲げる工事用施 設及び同条第5号に掲げる工事用 材料	占 面積 1 平 方	第一級地	<u>2, 500</u>
43 44	イメトにカールつ	第二級地	430
	き1月	第 三 級地	<u>190</u>
		第四級地	<u>96</u>
		第 五 級地	<u>67</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築 物及び同条第7号に掲げる施設		第一級地	310
		第二級地	<u>130</u>
		第 三 級地	91
		第四	76

			級地	
			第 五級地	<u>78</u>
令第条第号に掲げる施設7 8	トンネルの上又は高架の 道路の路面下(当該路面下 の地下を除く。)に設ける もの	占面平メトにき 1年1カールつ年	第一級地	A に 0.008 をじ得額
消げる施設		CIT	第二級地	A 0.009 をじ得額
			第 三級地	A 0.012 をじ得額
			第四級地	A 0.014 をじ得額
			第 五 級地	A に 0.017 をじ得額

_

_

			級地	
			第 五級地	<u>68</u>
令第条第号に掲げる施設 7 8	トンネルの上又は高架の 道路の路面下(当該路面下 の地下を除く。)に設ける もの	占面平メトにき 用1方ールつ年	第 一 級地	A 0.011 をじ得額
げる施設			第二級地	A に 0.014 をじ得額
			第三級地	A 0.016 をじ得額
			第四級地	A 0.019 をじ得額
			第 五 級地	A に 0.023 をじ得額

	上空に設けるもの		A に 0.0 じて得た	<u>17</u> を乗 .額
	地下(トンネル の上の地下を除 く。)に設けるも	階 数 が1の もの	A に 0.0 じて得た	<u>04</u> を乗 額
		階 数 が2の もの	A に 0.0 じて得た	<mark>06</mark> を乗 額
		階 数 3 以 上 の	A に 0.0 じて得た	<u>07</u> を乗 額
	その他のもの		A に 0.0 じて得た	<mark>25</mark> を乗 額
令第条第号に掲げる施設7 9	建築物		第 一 級地	A に 0.01 をじ得額
だる施設			第二級地	A 0.012 をじ得額
			第三級地	A に 0.015 乗てた

			1	
	上空に設けるもの		A に <u>0.0</u> じて得た	<mark>23</mark> を乗 額
	地下(トンネル の上の地下を除 く。)に設けるも	階 数 が1の もの	A に 0.0 じて得た	<mark>05</mark> を乗 :額
		階 数 が2の もの	A に 0.0 じて得た	<mark>08</mark> を乗 :額
		階 数 以 の も の	Aに <u>0.0</u> て得た額	を乗じ
	その他のもの		A に <u>0.0</u> じて得た	<mark>33</mark> を乗 :額
令第条第号に掲げる施設7 9	建築物		第 一 級地	A に 0.011 をじ得額
だる施設			第二級地	A 0.014 をじ得額
			第三級地	A 0.016 をじ得額

	第四級地	A 0.019 に 0.05 に 0.05 に 得額
	第 五 級地	A に 0.022 乗てた 額
その他のもの	第一級地	A に 0.007 乗てた
	第二級地	A に 0.009 乗てた
	第 三級地	A 0.011 の.011乗てた

	第四級地	A に 0.019 に 0.0で じ 得額
	第 五 級地	A に <u>0.023</u> 乗てた
その他のもの	第一級地	A 0.008 の.008 乗てた
	第二級地	A に 0.01 乗てた
	第 三 級地	A に 0.012 をじ得額

		第 四 級地	A 0.014 をじ得額
		第 五 級地	A 0.015 をじ得額
令 第 7 ^条	建築物	A に <u>0.0</u> じて得た	<mark>22</mark> を乗 .額
令第条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場7	その他のもの	第 一 級地	A 0.007 をじ得額
施設及び自動車		第二級地	A 0.009 をじ得額
駐車場		第 三級地	A 0.011 をじ得額
		第 四 級地	A に 0.014

		第 四 級地	A 0.013 をじ得額
		第 五 級地	A 0.016 乗てた
令第7	建築物	A に 0.0 じて得た	<mark>23</mark> を乗 額
令第条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場7	その他のもの	第 一 級地	A に 0.008 をじ得額
施設及び自動車		第二級地	A に 0.01 乗てた
- 駐車場		第三級地	A 0.012 をじ得額
		第 四級地	A (C 0.013

			乗てた
		第 五 級地	A 0.015 をじ得額
令第条第11号に 11号に	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の	第一級地	A <u>0.01</u> に 乗てた
		第二級地	A 0.012 の.012 乗てた
建築物		第 三級地	A <u>0.015</u> 乗てた
		第四級地	A 0.019 に0.019 乗てた

			乗てた
		第 五 級地	A に 0.016 をじ得額
令第条第11号に	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の	第一級地	A に 0.011 をじ得額
令第条第11号に掲げる応急仮設建築物7		第二級地	A 0.014 の.014 乗てた
() () () () () () () () () ()		第三級地	A 0.016 の.016 乗てた
		第四級地	A 0.019 をじ得額

		第 五級地	A に 0.022 をじ得額
	上空に設けるもの	A に <u>0.0</u> じて得た	<u>22</u> を乗 額
	その他のもの	A に 0.0 じて得た	31 変 額
令第7条第12号に掲げる器具		A に <u>0.0</u> じて得た	<mark>25</mark> を乗 額
令第条第13号に掲げる施設 7	トンネルの上又は自動車 専用道路(高架のものに限 る。)の路面下に設けるも の	第一級地	A 0.01 をじ得額
掲げる施設		第二級地	A に 0.012 をじ得額
		第三級地	A <u>0.015</u> をじ得額
		第四級地	A に 0.019 を 乗

			第 五級地	A に 0.023 をじ得額
	上空に設けるもの		A に <u>0.0</u> じて得た	<mark>23</mark> を乗 :額
	その他のもの		A に 0.0 じて得た	<mark>33</mark> を乗 額
令第7	令第7条第12号に掲げる器具		A に <mark>0.033</mark> を乗 じて得た額	
令第条第13号に掲げる施設7	トンネルの上又は自動車 専用道路(高架のものに限 る。)の路面下に設けるも の		第一級地	A 0.011 をじ得額
掲げる施設			第二級地	A 0.014 をじ得額
			第三級地	A <u>0.016</u> 乗てた
			第四級地	A に 0.019 を 乗

			じ 得 額
		第 五 級地	A 0.022 乗てた
	上空に設けるもの	A に <mark>0.022</mark> を乗 じて得た額	
	その他のもの	A に 0.0 じて得た	3 <u>1</u> を乗 .額
令第7	′条第 14 号に掲げる施設	A に <u>0.0</u> じて得た	<u>31</u> を乗 額

			じ 得 額
		第 五 級地	A に 0.023 乗てた
	上空に設けるもの	A に 0.0 じて得た	<mark>23</mark> を乗 額
	その他のもの	A に 0.0 じて得た	<mark>33</mark> を乗 額
令第7	条第 14 号に掲げる施設	A に 0.0 じて得た	<mark>33</mark> を乗 額